

ひとり親
家庭等の
皆さんへ

11月から児童扶養手当の所得制限限度額と
第3子以降の加算額が引き上げられます

11月1日(金)から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得制限限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。※詳細は、子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご覧ください。
【問い合わせ】子育て支援課子ども家庭担当(☎282-1711 内線1183)



▲詳細はこちら

変更点①

所得制限限度額が引き上げられます

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。今回の変更では、全部支給および一部支給の判定基準となる所得制限限度額が、右表のとおり引き上げられます。

児童扶養手当を申請していない方で、所得制限限度額の引き上げにより新たに受給できるようになる方は、申請をお願いします。すでに受給中(全部停止を含む)の方は、申請は不要です。

扶養親族等の数	全部支給となる所得制限限度額 (受給資格者本人の前年所得)		一部支給となる所得制限限度額 (受給資格者本人の前年所得)	
	10月分まで	11月分から	10月分まで	11月分から
0人	49万円	69万円	192万円	208万円
1人	87万円	107万円	230万円	246万円
2人	125万円	145万円	268万円	284万円
3人	163万円	183万円	306万円	322万円
4人	201万円	221万円	344万円	360万円
5人	239万円	259万円	382万円	398万円

変更点②

第3子以降の加算額が引き上げられ第2子の加算額と同額になります

	10月分まで		11月分から	
	全部支給(月額)	一部支給(月額)	全部支給(月額)	一部支給(月額)
第1子	4万5,500円	4万5,490円～1万740円	4万5,500円	4万5,490円～1万740円
第2子	1万750円	1万740円～5,380円	1万750円	1万740円～5,380円
第3子	6,450円	6,440円～3,230円	1万750円	1万740円～5,380円

第8回 東海村ピアノマラソンコンサート

～ピアノでつながる音楽会～

東海文化センターのフルコンサートピアノ「YAMAHA CFⅢS」をたくさんの方に演奏していただくピアノコンサートを開催します。今回は53組の方々が、ピアノ独奏・連弾・アンサンブルで、ピアノの音色をつないでいきます。



日時▼10月6日(日)午前10時～午後3時
30分(午前9時30分開場)
場所▼東海文化センター
入場料▼無料(全席自由)

その他▼演奏中の録音・撮影は、所定の場所で主催者が認めた方のみ可能です。
問い合わせ▼東海文化センター(☎282-8511)



▲詳細はこちら